

宮崎県多機関ワンストップサービス実施要綱

（趣旨）

第1条 宮崎県犯罪被害者等支援条例（令和3年7月7日 条例第23号）を踏まえ、宮崎県（以下「県」という。）、宮崎県警察、公益社団法人みやざき被害者支援センター（以下「支援センター」という。）及び県内の市町村等（以下「関係機関」という。）が犯罪被害者等のニーズにワンストップで対応する窓口を整備し、関係機関が連携して犯罪被害者等にサービスを提供（以下「多機関ワンストップサービス」という。）することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、特別の定めのある場合を除くほか、宮崎県犯罪被害者等支援条例で使用する用例による。また、この要綱における「個人情報」とは、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条に定めるものをいう。

2 この要綱において「対象犯罪行為」とは、次に掲げるものをいう。

（1） 別表の事件の種類の欄に掲げる事件

（2） 日本国外において行われた人の生命又は身体を害する行為のうち、日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本国の法令によれば、前号に掲げる事件に当たるもの。

3 この要綱において「家族」及び「遺族」とは、民法（明治29年法律第89号）第725条に定める親族の範囲内に準じ、法律上の身分関係がない者であっても、これと同視し得る事情にある者を含むものとする。

（支援対象者）

第3条 多機関ワンストップサービスにおける支援対象者（以下「支援対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、知事が特に必要と認める場合はこの限りでない。

（1） 犯罪発生時又は相談時において、下記のいずれかに該当する者

ア 宮崎県内に居住し、対象犯罪行為により被害を受けた者及びその家族又は遺族

イ 宮崎県内で発生した対象犯罪行為により被害を受けた者及びその家族又は遺族

（2） 関係機関に相談を行った者のうち、多機関ワンストップサービスによる支援を希望し、かつ、第5条に規定する犯罪被害者等支援コーディネーター（以下「支援コーディネーター」という。）が支援対象とすることが適当と判断した者

（相談等受付機関の手続き）

第4条 相談等受付機関は、相談者から聴取した内容を基に「相談受理票（参考様式第1号）」を作成する。

2 相談者の情報を次条に規定する支援コーディネーターに引き継ぐ場合には、相談者の同意を得た上で、「個人情報提供同意書（参考様式第2号）」を受領し、「相談受理票」とともに支援コーディネーターに送付するものとする。

（支援コーディネーター）

第5条 多機関ワンストップサービス及び次条の所掌事項を円滑に行うため、県に支援コーディネーターを置く。

- 2 支援コーディネーターは、県が支援センターに委託することにより配置する。
- 3 支援コーディネーターは、次に掲げる業務を実施する。

- (1) 支援対象者との面談
- (2) 支援調整・協議の必要性の判断
- (3) 支援計画の立案
- (4) 関係機関・団体との調整・協議、支援計画の策定
- (5) 支援対象者等への説明
- (6) 支援の提供、進捗状況の確認
- (7) 支援提供後の面談等
- (8) 支援計画の見直し
- (9) 犯罪被害者等支援に関わる市町村担当者への助言

(支援調整会議の設置)

第6条 犯罪被害者等のニーズに応じた制度等を所管する機関による支援調整会議を置き、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 支援対象者の状況やニーズの情報共有
- (2) 支援計画案の確認及び検討
- (3) 支援提供後の検証及び見直し後の支援計画の確認
- (4) 被害者が多数にわたるなど人の生命又は身体に甚大な被害が及ぶ大規模な事案が発生した場合における緊急支援

(支援調整会議の構成員)

第7条 支援調整会議は、次に掲げる機関で構成する。

- (1) 宮崎県総合政策部人権同和対策課
- (2) 宮崎県警察本部警務部県民広報課犯罪被害者支援室
- (3) 支援センター
- (4) 関係市町村

- 2 個別の事案への対応を進める上で必要と判断された場合には、第1項に掲げる機関に加え、支援コーディネーターが必要と認める機関・団体に対し参加及び意見を求めることができる。

(支援調整会議の開催)

第8条 支援調整会議の開催は、支援コーディネーターが県に要請する。

- 2 前項による要請を受けた県は、支援調整会議を招集する。
- 3 支援調整会議では、次の内容について協議を行うものとする。
 - (1) 支援対象者の被害状況及びその回復のために必要とされる支援の内容、支援提供機関及び支援実施時期等
 - (2) その他支援対象者に対する支援を行うにあたり必要な事項
- 4 支援調整会議の開催、会議資料及び議事概要は非公開とする。

(支援調整会議後の手続き)

第9条 支援調整会議で決定された支援については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 支援コーディネーターから支援対象者等に対し、支援計画の内容を説明する。
- (2) 支援提供機関は、支援計画に基づき、支援を実施する。
- (3) 支援実施後は、その結果を支援コーディネーターへ情報提供する。

- (4) 支援コーディネーターは、定期的に支援計画の進捗状況の確認を行う。
- (5) 支援の終結は、支援コーディネーターが判断し、支援調整会議構成員の了承を得るものとする。

(個人情報の保護)

第 10 条 相談機関等における多機関ワンストップサービスに関する個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他の法令の規定によるほか、別記「個人情報取扱特記事項」によるものとする。

(事務局)

第 11 条 支援調整会議の事務局は、宮崎県総合政策部人権同和対策課に置く。

2 支援調整会議の庶務は、事務局が行う。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、支援調整会議の運営に関し必要な事項は別途定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	事件の種類
1 刑法(明治40年法律第45号)に定めのある罪に当たる違法な行為	(1) 次に掲げる犯罪（未遂の規定のあるものは未遂も含む。）行為 ア 殺人 イ 強盗致死傷 ウ 逮捕及び監禁 エ 逮捕等致死傷 オ 略取及び誘拐 カ 人身売買 キ 傷害致死 ク 傷害のうち、被害者が全治1か月以上の傷害を負ったもの ケ 前各号に掲げる犯罪以外で、致死傷を結果とする結果的加重犯において、致死の結果が生じたもの又は致傷の結果が生じたもののうち被害者が全治1か月以上の傷害（PTSD等の精神疾患を含む。）を負ったもの（(2)に掲げるもの及び2において事件の種類の欄に掲げる事件に係るものを除く。） (2) 性犯罪（刑法に規定する身体に対する傷害を内容とする性犯罪に限る。）
2 交通事故事件	(1) 交通死亡事故 (2) 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）に定める危険運転致死傷罪に当たる事件（無免許運転による刑の加重がある場合を含む。）（全治1か月以上の傷害を負った事故に限る。）
3 その他	上記に準ずる行為で、相談受付機関等が必要と認めた事案

別記（第 10 条関係）

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第 1 個人情報の保護の重要性を認識し、この要綱による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、当該事務に係る個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第 2 この要綱による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。業務が終了した後においても、同様とする。

（適正な取得）

第 3 この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない、偽りその他不正の手段によってはならない。

（安全管理）

第 4 この要綱による事務に係る個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を、次のとおり定める。

（1） 個人情報を含む書類等の取扱いは、次のとおりとする。

ア 不要な複製、持出し及びデータ化は行わないこととする。やむを得ず複製、持出し又はデータ化する場合も、FAXの使用は禁止とし、管理を徹底することとする。

イ データで受渡しをする際は、あらかじめメーリングリストを作成する等により誤送信を防止する措置を講ずるとともに、パスワードを設定する等により関係者以外が閲覧等できないように措置を講ずることとする。

ウ 執務中は机上に放置しない等関係者以外の者が容易に閲覧等できないよう配慮するとともに、鍵のかかるロッカー等で保管することとする。

（2） パスワード設定する等の措置を講じずに個人情報を含まない書類等を電子メールで送付する場合は、送付前に必ず、個人情報に記載されていないことを作成者を含む 2 名以上の職員で確認することとする。

（3） 前 2 号のほか、相談機関等は、取り扱う個人情報の範囲を支援業務の内容に照らして必要かつ最小限とするなど、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じることとする。

（目的外利用及び提供の禁止）

第 5 この要綱による事務に関して知り得た個人情報を、法令で認められる場合を除き、当該事務の目的以外の目的に自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。

（事故発生時における報告）

第 6 この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに県総合政策部人権同和対策課に報告し、その指示に従うものとする。

相談受理票(兼 情報提供票)

		受理者		所属		
				氏名		
				連絡先		
受理日		年 月 日 () : ~ : (分)		☐ 電話 ☐ 面接 ☐ 訪問 ☐ メール ☐ FAX		
相談者	フリガナ 氏名: 様		生年月日	歳	☐ 男 ☐ 女 ☐ その他	
	住所:		電話:			
			メール:			
	職業:		確認書類	☐ 運転免許証 ☐ マイナンバーカード ☐ 保険証 ☐ その他 ()		
☐ 本人 ☐ 家族・遺族(続柄) ☐ 関係機関(名称: 職名等:) ☐ その他 () ☐ 不明						
被害者	フリガナ 氏名: 様		生年月日	歳	☐ 男 ☐ 女 ☐ その他	
	住所:		電話:			
			メール:			
職業等:						
その他の情報	(家族構成・制度利用状況等)					
被害状況	種別	☐ 殺人・傷害致死 ☐ 傷害・暴行 ☐ 交通犯罪 () ☐ DV・ストーカー ☐ 性暴力 () ☐ 児童虐待 ☐ 財産犯罪 ☐ その他 ()				
	発生日	年 月 日		発生場所		
	被害届	☐ 提出済み (受理警察署: 提出日: 年 月 日) ☐ 未提出 ☐ 不明				
	加害者	☐ 特定 → 氏名: (関係性) ☐ 家族・親族 ☐ 知人 ☐ その他 ☐ 非特定				
	刑事手続	逮捕: 済 ☐ (月 日) ・未 ☐ 送致: 済 ☐ (月 日) ・未 ☐				
		起訴: 済 ☐ (月 日) ・未 ☐ その他 ()				
	被害の概況					
	心身の状態	☐ 入院中 ☐ 通院中 ☐ 終止 後遺症 ☐ 有 ☐ 無 (具体的状態)				

相談内容			
これまでに受けた支援	☐ 有 → ☐ 警察被害者支援室の支援員() ☐ 警察部内カウンセラー() ☐ 警察の公費負担制度() ☐ 無 ☐ 民間被害者支援団体による支援() ☐ 県の支援制度() ☐ 市町村の支援制度() ☐ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター() ☐ 法テラス() ☐ その他()		
	(特記事項)		
求めている支援	☐ 安全の確保() ☐ マスコミ等個人情報保護() ☐ 住居() ☐ 心身の健康() ☐ 後遺症() ☐ 仕事・雇用・学校() ☐ 家事・育児・介護() ☐ 家族と家族関係() ☐ 経済的支援() ☐ 医療費・保険・年金() ☐ 刑事手続() ☐ 民事・損害賠償() ☐ 刑事裁判() ☐ その他()		
	(特記事項)		
求めている支援	【情報伝達・共有の必要性】 ・コーディネーター ☐ 有 ☐ 無 ・他機関紹介等 ☐ 有 ☐ 無 ・自機関内の他部署等 ☐ 有 ☐ 無		
	(特記事項)		
自由記載欄	【自由記載欄】		
結果	☐ 終了 ☐ 継続	☐ 傾聴・情報収集・助言等 ☐ 電話・面談等の予約(内容: 年 月 日 :) ☐ 自機関の支援制度調整・利用(内容: 担当:) ☐ 情報提供(内容: 担当:) ☐ 紹介・引継ぎ(年 月 日 紹介先機関: 担当:) ☐ 他機関との連絡調整(年 月 日 連絡先: 担当:) ☐ その他()	
相談経路	直接相談 ☐ 広報媒体() ☐ インターネット ☐ その他() 関係機関等から紹介 ☐ 警察() ☐ 地方公共団体() ☐ 民間支援団体() ☐ その他関係機関() その他 ☐ その他() ☐ 不明 ☐ 再相談		
備考			

[illegible]

[illegible]

相談等受付機関→犯罪被害者等支援コーディネーター宛

個人情報提供同意書

私は、() が受けた犯罪被害に関し、宮崎県及び支援関係機関・団体による支援を受けるにあたり、

- ☐ 被害者及び家族等の氏名、住所、生年月日、連絡先
- ☐ 被害状況（発生日時・場所、被害の罪種、取扱い警察署等）
- ☐ 希望する支援制度・サービス

等の支援を受けるにあたって必要な情報（相談でお伺いしたこと）を、

- ☐ 宮崎県総合政策部人権同和対策課
- ☐ 宮崎県警察本部警務部県民広報課犯罪被害者支援室
- ☐ ●●市●●課
- ☐ 公益社団法人みやざき被害者支援センター（犯罪被害者等支援コーディネーター）
- ☐ その他関係機関（ ）

へ提供することに同意します。

年 月 日

住 所 （〒 - ）

連絡先

氏 名

※未成年の場合、保護者又は代理人の方も記名願います

氏 名

＜電話による確認の場合＞

() に対し、上記のとおり個人情報の提供に関する説明を行い、関係機関・団体への情報提供の同意を得た。

年 月 日 担当者：所属()

氏名()